

落札後の手続（不動産）

1 熊谷市の公売担当あてにご連絡ください

- (1) 入札期間終了後、熊谷市から買受人（最高価申込者）またはその代理人へ電子メールを送信します。その際に、売却区分番号、整理番号、連絡先などをお知らせいたします。
- (2) 入札された「Yahoo!JAPAN ID」でログインした公売物件詳細画面に「落札しました」、あるいは「次順位買受申込者となりました」と表示されているにもかかわらず、電子メールが届かない場合には、お手数ですが、同じ画面で落札後の連絡先（熊谷市）を確認し必ずご連絡ください。
- (3) 受信した電子メールに記載された連絡先（熊谷市）に電話してください。公売担当に売却区分番号、住所（所在地）、氏名（名称）日中の連絡先などを連絡してください。買受代金の納付方法など、今後の手続について公売担当職員がご説明いたします。

2 買受代金の納付

- (1) 納付していただく買受代金は、落札価額から公売保証金を差し引いた金額です。
【買受代金＝落札価額－公売保証金額】
- (2) 買受代金納付期限までに買受代金全額の納付を熊谷市が確認できることが必要です。
- (3) 買受代金納付期限は、熊谷市から送信する電子メールもしくは公売物件詳細画面でご確認ください。
- (4) 買受代金の納付方法は以下のとおりです。公売物件により納付方法が異なりますので、公売物件詳細画面を必ずご確認ください。
 - ア 銀行振込
 - (ア) 振込口座は、熊谷市から送信する電子メールでご案内いたします。
 - (イ) 振込手数料は、買受人の負担となります。
 - (ウ) 類似の口座名にご注意ください。
 - イ 現金書留での送付
 - (ア) 買受代金が50万円以下の場合に限ります。
 - (イ) 現金書留の郵送料等は、買受人の負担となります。
 - ウ 現金もしくは銀行振り出しの小切手を熊谷市へ直接持参
 - (ア) 銀行振出小切手は、東京手形交換所管内の銀行が振出したもので、かつ振出日から起算して8日を経過していないものに限ります。

(イ) 受付時間は、午前9時から午後4時までです（土・日・祝祭日を除く）。

(5) 買受代金納期限までに、熊谷市が買受代金の納付を確認できない場合、買受人は、その物件を買い受けることができなくなり、公売保証金は没収されます。

(6) 買受人ご本人以外（代理人）が買受代金の納付や物件の引渡しを受ける場合
⇒ 5 代理人が落札後の手続を行う場合をご参照ください。

3 必要書類の提出

(1) 次の書類を熊谷市へ提出してください。

※ 必要書類の詳細は、入札期間終了後に、熊谷市が買受人へ送信する電子メールにてご確認ください。

ア 熊谷市が買受人へ送信した電子メールをプリントアウトしたもの

イ 買受人が個人の場合は、公的機関が発行した住所証明書（住民票の写し等）

ウ 買受人が法人の場合は、法人の商業登記簿謄本等

エ 所有権移転登記請求書（メールで送信した様式をダウンロード）

オ 登録免許税分の収入印紙（金額等はメールでご案内いたします。）

カ 権利移転の許可書または届出受理書（公売財産が農地を含む場合）

キ 買受代金納付書（メールで送信した様式をダウンロード）

ク 公売保証金の買受代金への充当依頼書（メールで送信した様式をダウンロード）

ケ 固定資産税評価証明書

コ 売却決定通知書（公売代金の納付確認後に交付いたします。）

サ 切手（金額等はメールでご案内いたします。）

(2) 必要書類は、郵送（郵送料は落札者の負担）または直接、熊谷市に持参してください。

(3) 買受人ご本人以外（代理人）が買受代金の納付や物件の引渡しを受ける場合
⇒ 5 代理人が落札後の手続を行う場合をご参照ください。

4 権利移転登記の嘱託

※熊谷市は物件の権利移転の登記のみを行い、引渡義務を負いません。

※公売財産にかかる買受代金の金額を納付したときに、買受人に危険負担が移転します。

(1) 熊谷市は、代金納付期限までに買受代金の納付を確認できた場合、公売参加申込時に入力された内容及び提出された書類をもって、権利移転の手続（所有権移転登記等の嘱託）を行います。

(2) 売却決定（開札日の7日後）の後、買受人が買受代金を納付したときに所有権等の権利が移転します（農地等を除く）。

(3) 熊谷市は、買受代金の納付が確認された後、買受人に対して「売却決定通知書」を交付します。

ア 「売却決定通知書」正本は、所有権移転登記の際に必要な場合がありますので、熊谷市が一度お預かりすることがあります。

イ 売却決定通知書を買受人が直接受け取る際は、本人確認のため、身分証明書（運転免許証、住民基本台帳カード、パスポートなど）をお持ちください。なお、買受人が法人である場合には、商業登記簿謄本などと法人代表者の方の身分証明書をお持ちください。

(4) 詳細は、落札後にいただいた電話等で説明します（次順位買受申込者の方には、落札者（最高価申込者）の方の買受代金納付期限日にご連絡して説明いたします。）。

(5) 所有権移転の登記手続完了までは、入札期間終了日から1ヶ月程度を要しますので、予めご了承ください。

5 代理人が落札後の手続を行う場合

代理人が買受代金納付や権利移転等の手続を行う場合は、以下の書類を熊谷市へ提出してください。

(1) 委任状（熊谷市ホームページより様式を印刷し記入・押印してください。）

(2) 買受人本人の住所証明書（法人の場合は商業登記簿謄本等）

(3) 代理人の身分証明書

(4) 代理人の印鑑（委任状に押印したものと同一印鑑）

※ 買受人が法人で、その法人の従業員の方が手続を行う場合には、その従業員を代理人とする委任状等が必要となります。